

第三十八回国会 参議院内閣委員会會議録第四号

昭和三十六年二月二十一日(火曜日)

午前十時三十一分開会

委員の異動

二月八日委員勝保君、塩見俊二君、上林忠次君及び高橋衛君辞任につき、その補欠として太春武太夫君、迫水久常君、中野文門君及び大谷藤之助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君

理事 石原幹市郎君 村山 道雄君 伊藤 顯道君 山本伊三郎君

委員

大泉 寛三君 木村篤太郎君 下村 定君 中野 文門君 一松 定吉君 千葉 信君 松本治一郎君 辻 政信君 田畑 金光君

國務大臣 郵政大臣 自治大臣 國務大臣 池田正之輔君

第一部 内閣委員会會議録第四号

昭和三十六年二月二十一日【参議院】

政府委員 総理府総務長官 藤枝 泉介君 宮内庁次長 瓜生 順良君 科学技術庁 原子力局長 紅 文吉君 郵政大臣官房長 荒巻伊勢雄君 自治大臣官房長 柴田 護君 事務局側 常任委員 杉田正三郎君 会専門員

本日の會議に付した案件

- 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○科学技術會議設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○原子力委員會設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。二月八日、勝保君、塩見俊二君、上林忠次君及び高橋衛君が辞任され、太春武太夫君、迫水久常君、中野文門君及び大谷藤之助君が選任され、同月十四日、迫水久常君が辞任され、二見甚郷君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る十三日予備審査のため本委員会に付託さ

れました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室經濟法施行法第七条及び第八条の規定により、現在、内廷費は五千万円、皇族費は三百万円となっております。これは、昭和三十三年に改正せられたものでありまして、以来三年近くを経過し、内廷費につきましては、最近における内外御交際の経費の増大、皇太子殿下の御結婚、親王殿下の御誕生に伴う諸経費の増大及び職員給与引き上げに伴う給与費の増大等があり、また、皇族費につきましては、近年における御活動状況及び經濟情勢の変化等に伴い、現定額では所要の経費をまかなうのに困難な実状にあると思われま

す。よって、これらの諸事情を勘案いたしまして現定額を改定し、内廷費の定額を五千八百万円、皇族費の定額を四百二十万円といたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明を終りました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、昨日予備審査のため本委員会に付託されました總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) ただいま議題になりました總理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、總理府にその付属機関として、新たに海洋科学技術審議會及び町名地番制度審議會の二機関を置こうとするものであります。

まず、海洋科学技術審議會については申し上げます。海洋は、国民生活、産業等に、気象その他を通じて、深い関連を持っており、また、動植物、鉱物その他未開発の資源を豊富に包蔵いたしております。近時、科学的、資源的あるいは國際的な観点から、その重要性をともに増して参り、世界の各國とも、海洋の科学的究明と利用開発にその力を傾注しているところであり、四方面を海に囲まれ、海洋の科学的、技術的研究が特に必要と思われ、我が国におきましても、現状では、その調査研究が個々の分野においては、かなり進んだものがあるとはいへ、相互の有機的連絡と、総合性に欠けるらみが多いのであります。

科学的究明の基本的な方針を確立し、

海洋に関する科学技術を総合的に推進する必要があるもので、この際、總理府に海洋に関する科学技術の重要事項を審議するため、海洋科学技術審議會を設置しようとするものであります。

次に、町名地番制度審議會であります。御承知の通り、町名地番の混乱により、国民の日常生活上及び行政上大の不利を生じておるため、これを整理することは急務であると存じますが、町名地番の変更は、不動産の権利關係の公証との關係もあり、各方面の有識者の御意見を承って、慎重に対処する必要がありますので、町名地番制度についての根本方針を確立したいと考へ、總理府に付属機関として、臨時に、町名地番制度審議會を設置しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明を終りました。自後の審査は、これを後日に譲ります。速記をとめて。

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけ

て。

○伊藤顯道君 ただいまの御説明のあった皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の面に關連して、社会党としては、これは非常に重大な問題であるし、皇室財産については十分に実地に調査する必要がある。しかし、ど

と

ういふ期日で、どういふ日程でというより内容については、委員長理事の打ち合わせでということだけのことだと思ふのですが、一応われわれとしては、そういう必要を痛感しているのだから、そういうふうに取り計らうていただきたい。

○委員長(吉江勝保君) 速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉江勝保君) それでは速記をつけて。

去る八日、本委員会に付託された公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、政府から提案理由の説明を聴取いたしました。

○國務大臣(小金義照君) ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

公共企業体職員等共済組合法は、昭和三十一年に旧国家公務員共済組合法及び恩給法から独立して、三公社職員に固有の制度として発足したのでありますが、その後、昭和三十三年に国家公務員共済組合法が全部改正になり、また、恩給法等の一部改正がありましたので、それと関連する規定の改正を必要とするに至りました。すなわち、長期給付について、国家公務員共済組合法の全部改正及び恩給法の一部改正後のこれらの制度による給付と比較しますと、その内容に不均衡を生ずることとなりまして、これを合理化するため、所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申しあげます。

第一は、軍人恩給公務員期間の組合員期間への算入に関する改正であります。恩給法等の一部改正に伴い、昭和三十五年七月一日から旧軍人、旧軍人または旧軍属の七年未満の職年が恩給の基礎を職年に入算されることとなりまして、本法におきましても、更新組合員等について当該期間を組合員期間に入算する措置をとることとしております。この措置にあわせて、軍人一時恩給の基礎となつた恩給公務員期間も組合員期間に入算することとし、また、軍人普通恩給の基礎となつた恩給公務員期間については、受給権者の希望により、当該軍人普通恩給を消滅させて組合員期間に入算することとしております。

第二は、国家公務員共済組合法の例にならぬ、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも、遺族年金を支給する制度を設けることとしております。

第三は、遺族の範囲に関する改正であります。現行法におきましては、組合員または組合員であつた者の死亡当時、その夫、父母または祖父母については、五十五歳以上でなければ、遺族給付を受けることができる遺族とはしないこととなっておりますが、この年令による資格を問わないことといたします。ただし、遺族年金は五十五歳まで支給を停止することとしております。

その他、更新組合員等の長期給付等に関する規定につきまして、法施行後約四年半の運営の状況にかんがみまして、規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案理由とその概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませ。よろしく御願ひ申し上げます。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る十四日予備審査のため本委員会に付託された科学技術会議設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(池田正之輔君) ただいま議題となりました科学技術会議設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

本改正法案は、科学技術会議の議員の定数を二名増加しようとするものであります。科学技術会議は、科学技術の振興に資するため、科学技術全般にわたる施策の総合調整に關し、内閣総理大臣の諮問に應ずる機関として、昭和三十三年に設置せられたものであります。最近における科学技術の進歩発達は、まことにめざましく、これによつて、幾多の新領域が開拓され、あるいは國政のあらゆる分野に影響を及ぼす等、科学技術振興の重要性は増加の一途をたどりつてあります。なかんづく、政府が経済運営の指針として採択した所得増進計画を達成するためにも、科学技術の振興に格段の力を注がなければなりません。このような情勢に對して、國として総合的な科学技術振興策を樹立し、これを強力に推進して

いくには、極力科学技術会議を活用いたしまして、その活発な活動を期待することが最も適切であると考へます。

従つて、この際、科学技術会議を構成する議員のうち、科学技術に關してすぐれた識見を有する議員の数をさらに二名増員いたしました。科学技術会議の機能を強化し、かつ、充実にしめようとするものであります。なお、本改正法案によりまして、新たに増員される二名の議員は、これを非常勤としております。

以上、この法律案の提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明を終りました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、昨日予備審査のため本委員会に付託された原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

会を設け、原子炉の安全性確保に遺憾なきを期しておるのであります。

しかしながら、この専門部会は本来臨時的な性格のものであり、かつ、現行原子力委員会設置法には、その組織に關して規定していないのであります。この点に關し、第三十四国会の衆議院科学技術振興対策特別委員会及び参議院内閣委員会におきまして、原子炉安全審査機関を法制化すべきである旨の附帯決議がなされておるのであります。原子炉の安全性確保の重要性にかんがみ、かつ、これら附帯決議の趣旨を尊重し、原子炉安全審査機関の法制化をはかる必要があると考へ、この法律案を今国会に提出するに至つた次第であります。

以下、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、原子力委員会に原子炉安全専門審査会を置くものとし、常置の審査機関を法律に明記したのであります。

この審査会は、原子力委員長の指示があつた場合において、原子炉にかかる安全性に關する事項につき調査審議するものであります。

二年と定め、常置機関である趣旨を明らかにいたしましたのであります。

以上が原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の提案の理由並びに要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自余の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る十三日予備審査のため本委員会に付託されました自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(安井謙君) ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

地方財務会計制度調査会は、昭和三十四年十月設置以来、二十回に近い機会を重ね、数回の実態調査をも行なつて、熱心に調査審議を続けて参りましたが、何分現行地方財務会計制度は明治以来の制度でございまして、根本的な検討を要する点が多く、地方公共団体の多様な実態を十分に把握した上で結論を出す必要があり、そのためには、なお相当の時日を要するのであります。これがため、自治省設置法の一部を改正し、地方財務会計制度調査会の設置期限を明年三月末日まで一年間延期しようとするものであります。以上が、自治省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉江勝保君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午前十時五十八分散会

二月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情である場合を含む。以下同じ)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き継ぎ別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとする。

第五十八条第一項中「組合員期間二十年以上の者」の下に「又は組合員期間十年以上二十年未満の組合員」を加え、同条第二項第一号中「組合員」を「組合員期間二十年以上の組合員」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合に於ては、組合員期間十年以上二十年未満に對し、俸給年額の百分の十に相當する金額とし、組合員期間十年以上一年を増すことにその一年につき俸給年額の百分の一に相當する額を加算した金額
第五十九条第一項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。
第六十条第一項第四号及び第五号を次のように改める。
四 子又は孫で別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者以外
の者が十八歳に達したとき。
五 子又は孫で別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。
第六十一条に見出しとして「(遺族年金の停止)」を附し、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同順位者から申請があつたとき」を「同順位者から申請があつたとき」と「同順位者があつたとき」を「同順位者があつたとき」に改め、同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。
第八十三条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加える。
(支払事務の委託)
第八十六条の二 組合は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に關する事務を郵政大臣に委託することができる。

附則第五條第一項第一号イを次のように改め、同号ハ中「軍人恩給」を「普通恩給である軍人恩給」に改める。
イ 削除
附則第六條に次の一項を加える。
6 組合員期間十年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に對する遺族年金の年額は、第五十八條第二項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した遺族年金の年額に相當する金額から、当該更新組合員に係る前条第一項各号に掲げる期間につき、第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相當する金額を減じた金額とする。

附則第九條中「(法律第百五十五号附則第二十四條の二第一項本文の規定により恩給の基礎を職年に算入されることとなつてゐる實在職年の年月額を除く。以下同じ)」を削る。
附則第十條を次のように改める。
第十條 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職した場
合において、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に關する法令の規定による普通恩給(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定により普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。)を「普通恩給」に改める。

附則第二十六條第一項前段中「附則第五條から第十八條まで」を「附則第五條、第六條、第八條、第九條、第十一條から第十八條まで」に改め、同項後段を次のように改め、同項の表及び同条第二項後段を削る。
この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「転入し

除く。以下「普通恩給」という。)を受ける権利を有することとなるときは、第五十條第一項本文及び第五十四條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。
附則第十一條第一項中「附則第九條を「前二條」に改め、同項第一号中「職員であつた期間」を「施行日前の職員であつた期間」に改める。
附則第十三條第二項中「二十年未満」を「十年未満」に、「附則第九條から第十一條まで」を「附則第九條又は第十一條」に改め、同条第三項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。
附則第十四條第四項を次のように改める。
4 前条第二項又は第三項の規定による遺族年金の年額は、当該死亡を退職とみなしたならば当該更新組合員に支給すべきこととなる退職年金の年額の二分の一に相當する金額とする。

附則第十九條第一項中「恩給に關する法令の規定による普通恩給(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。))を「普通恩給」に改める。
附則第二十六條第一項前段中「附則第五條から第十八條まで」を「附則第五條、第六條、第八條、第九條、第十一條から第十八條まで」に改め、同項の表及び同条第二項後段を削る。
この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「転入し

除く。以下「普通恩給」という。)を受ける権利を有することとなるときは、第五十條第一項本文及び第五十四條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。
附則第十一條第一項中「附則第九條を「前二條」に改め、同項第一号中「職員であつた期間」を「施行日前の職員であつた期間」に改める。
附則第十三條第二項中「二十年未満」を「十年未満」に、「附則第九條から第十一條まで」を「附則第九條又は第十一條」に改め、同条第三項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。
附則第十四條第四項を次のように改める。
4 前条第二項又は第三項の規定による遺族年金の年額は、当該死亡を退職とみなしたならば当該更新組合員に支給すべきこととなる退職年金の年額の二分の一に相當する金額とする。
附則第十九條第一項中「恩給に關する法令の規定による普通恩給(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。))を「普通恩給」に改める。
附則第二十六條第一項前段中「附則第五條から第十八條まで」を「附則第五條、第六條、第八條、第九條、第十一條から第十八條まで」に改め、同項の表及び同条第二項後段を削る。
この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「転入し

た日」と、附則第五條第一項第四号及び第十一條第一項第二号から第五号までの規定中「職員」並びに同項第一号中「職員であつた期間及びその前又は後に引き続き職員以外の国家公務員」とあるのはそれぞれ「職員又は国家公務員」と読み替へるものとする。

附則 附則第三十二條中「第四項」を「第五項」と改める。

(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(遺族に関する経過措置) 第二條 改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」といふ)の遺族の範囲及び順位に関する規定は、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用する。ただし、新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族以外の者が改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「旧法」といふ)の規定によりこの法律の施行の時までの間に給付を受けるべき遺族年金は、返還することによらず、新たに新法の規定により遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者に対して支給すべき当該遺族年金でこの法律の施行の時までの間に係るものは、支給しない。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を受けるべき遺族である者(新法の規定による遺族年金の支給を受けべき遺族に該当する者を除く。)

は、この法律の施行後も、旧法第六十條第一項各号の一に該当するに至るまでは、なお従前の例により、当該遺族年金の支給を受けることができる。

3 前項の場合においては、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者は、新法及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者(当該遺族年金を受けるべき者が二人以上あるときは、その全員)が旧法第六十條第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができない。

第三條 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金で旧法の規定による遺族がいなため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時に新法の遺族の範囲に関する規定を適用するときは、当該遺族一時金の支給を受けるべき遺族がある場合は、この法律の施行の日において、その新法の規定による遺族に当該遺族一時金を支給する。

2 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金(前項に規定するものを除く。)に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

(更新組合員に関する経過措置) 第四條 新法附則第十條の規定は、この法律の施行前に退職した更新組合員についても、適用する。

職とみなしたならば新法附則第十條の規定による退職年金を支給すべきこととなる場合は、その者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額については、新法附則第十四條第四項の規定の例によるものとする。

3 新法附則第十六條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六條第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員であつた者又は更新組合員であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の日前日まで」と、「退職年金若しくは減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替へるものとする。

(従前の給付に関する経過措置) 第五條 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(組合員期間の計算に関する特例) 第六條 この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員及び転入組合員(以下「更新組合員等」といふ。)について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するとしたならばその者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十五年七月一日からその期間を

組合員期間に算入して、これらの者に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 旧法附則第五條第一項第一号イに掲げる恩給公務員期間
二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつてゐる恩給公務員期間
2 前項各号に掲げる恩給公務員期間には、普通恩給である軍人恩給(以下「軍人普通恩給」といふ。)又はこれに係る扶助料(以下「軍人扶助料」といふ。)を受ける権利の基礎となつてゐる恩給公務員期間を含まないものとする。

3 第一項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合において、その者又はその遺族がすでに旧法の規定により退職年金若しくは減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するときは、昭和三十五年七月分以降について、その期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

4 第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

5 新法附則第十六條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六條第三項中「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と、「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と読み替へるものとする。

とあるのは「年金である給付」と読み替へるものとする。
(重複期間に対する一時金) 第七條 この法律の施行の際現に更新組合員等である者(旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。)の当該組合員期間に算入される同法の長期組合員であつた期間(除却期間を除く。以下この条において同じ。)のうち、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者に一時金を支給する。

2 前条第一項又は第三項の規定の適用を受ける更新組合員等であつた者の当該組合員期間に算入される旧国家公務員共済組合法の長期組合員であつた期間のうち、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者又はその遺族に一時金を支給する。ただし、その者又はその遺族が新法附則第二十二條第一項の規定による申出をした場合において、当該旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金を受ける権利の基礎となつてゐる期間については、この限りでない。

3 新法附則第十八條第三項から第五項までの規定は、前二項の一時金について準用する。ただし、その金額の算定は、昭和三十五年六月三十日(その日前に退職し又は死亡した更新組合員等であつた者に係る場合は、その退職又は死亡の

日)における俸給日額を基礎として行なうものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定により、これらの規定による一時金に相当する給付を受けるべき者及びその遺族については、適用しない。

(軍人普通恩給等の受給権の放棄)

第八條 軍人普通恩給を受ける権利を有する更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族で当該軍人普通恩給に係る軍人扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるところにより、昭和三十六年六月三十日までに当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利は、昭和三十一年六月三十日において消滅したものとみなす。

2 前項の申出をした更新組合員等であつた者及び同項の申出をした遺族に係る更新組合員等であつた者は、旧法の長期給付に関する規定の適用については、その退職又は死亡の時に於ては、当該軍人普通恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3 新法附則第十六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六條第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは、「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは、「昭和三十一年六月三十日まで」

と、「退職年金、減額退職年金」、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは、「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは、「一時金である給付」と読み替へるものとする。

4 第一項の申出をした者の当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利の基礎となつていた期間については、新法附則第十八條第一項(新法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む)並びに前条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(費用の負担等)

第九條 附則第四條及び第六條から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

2 附則第三條第一項、第四條第二項、第六條第一項並びに第七條第一項及び第二項の規定による給付は、新法の規定の適用については、新法の規定による組合の給付とみなす。

(郵政省設置法の一部改正)

第十條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項第二号を次のように改める。
二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務

第九條第十号を次のように改める。

十 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務を処理すること。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十一條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第二條中「又は国家公務員共済組合連合会」を、「国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改める。

二月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定基礎年限に通算するの請願(第三二六号)
一、退職公務員の恩給等改定に関する請願(第三三五号)
一、建設省に建設局設置の請願(第三四〇号)
一、傷病者の増加恩給等は正に關する請願(第三四九号)(第三六八号)(第三八〇号)
一、金し敷草年金等復活に關する請願(第三五〇号)(第三五一号)(第三八二号)
一、軍人恩給の加算制復元に關する請願(第三八一号)(第四四一号)
一、恩給法の一部改正に關する請願(第四四二号)

第三一六号 昭和三十六年一月二十八日受理
外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定基礎年限に通算するの請願
請願者 鹿兒島県日置郡吹上町 永吉 久留寅雄外四十四名

紹介議員 光村 茂助君
国家公務員等退職手当の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)同退職手当法施行令の一部改正(昭和三十四年政令第二百八号)により、引揚者の外地在職期間が十年以上十五年未満は六十日、十五年以上の場合には二百四十日を所定期間にそれぞれ加え九期間内に就職できた者は外地の勤務期間を通算される措置がとられたことは喜びにたえないが、連合軍の命令により一年或いはそれ以上留用を余儀なくされ、帰国後は勅令二百八十七号により一方的に退職せしめられ、国の都合によつて受入れも遅れた者には、離職期間の長短にかかわらず、前後を通算することに本法の改正を実現せられたいとの請願。

第三三五号 昭和三十六年一月三十日受理
退職公務員の恩給等改定に關する請願
請願者 高知県高岡郡仁淀村 大野豊外十九名
紹介議員 寺尾 豊君

第三四〇号 昭和三十六年一月三十日受理
建設省に建設局設置の請願
請願者 東京都中央区西八丁堀 二ノ一六社団法人全国建設業協会長 大林芳郎
紹介議員 小沢久太郎君
近次、国、政府機関、地方公共団体等によつて発注せられる建設工事量の著大にかんがみ、中央、地方を通じこれが工事施行の経済的効率の高度化並びにこれを施行する建設企業の指導育成と相まつて、(一)政府が標ぼうする公共投資の完全実施のため建設業関係諸法令等の整備改善を図ること、(二)建設省が所掌する諸事業につき総合的な長期計画及び地域的計画を策定し、特に公共施設の整備推進について重大な路となつて用い問題の打開と対策を強化すること、(三)建設工事の機械化特に中小建設業者の機械化施工促進による工事の合理的実施及び建設技能労働者の雇用の充足問題の解決を図ること、(四)東南アジア等低開発国及びその他海外に対する建設技術進出の助成ないしこれが促進を図ること、及びこれ等公共投資の合理的にして一環した重要施設の総合的完全実施の要あることは今さら言をまたないところでいし総合的業務を所掌する「建設局(仮称)」を新設せられたいとの請願。

第三四九号 昭和三十六年一月三十日受理
傷病者の増加恩給等は正に關する請願

昭和二十三年六月以前に公務員を退職した者とそれ以後に退職した者との間に恩給年額の上のいぢるしい差異があるから、国会においてぜひともこの不均衡是正の立法措置を講ぜられたいとの請願。

請願者 京都市東山区大和大路
五条下 清水藤吉

紹介議員 大野木秀次郎君

現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、裁定基準の根本的是正が行なわれていないばかりでなく、年額、間差及び家族加給等について、第二十八回及び第三十一回国会では付帯決議が付されているが、未解決な問題点が残されているから、(一)第一項の増加恩給の年額を二十万一千円とすること、(二)間差を旧法の間差に是正すること、(三)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること、(四)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(五)恩給法附則第二十二条による賜金受給者の後重症の請求権を認めること等

第三六八号 昭和三十六年一月三十日受理

傷病者の増加恩給等是正に関する請願

請願者 長崎県南高来郡有家町
大苑一、五七九ノ二
小川力男

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第三八〇号 昭和三十六年一月三十一日受理

傷病者の増加恩給等是正に関する請願

請願者 京都市北区紫竹西南町
六七ノ四 佐藤長治郎

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第三五〇号 昭和三十六年一月三十日受理

金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 東京都港区麻布本村町
一〇三全国功友連盟
内 中村又一外三名

紹介議員 小林 英三君

金し勲章年金及び同賜金の復活については国会ごとに請願を続けてきたのであるが、いまだになんらの措置もとられず放置されていることは、まことに遺憾にたえないから、(一)栄典法と切り離し既得財産権の国家補償とする、(二)金し勲章年金及び同賜金は同質同性格であるから同時処遇とすること、(三)すみやかに処理解決を急ぎ必ず昭和三十六年度に実現すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三五一号 昭和三十六年一月三十日受理

金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡入来町
副田六、八〇八 斧淵
影正

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三八二号 昭和三十六年一月三十一日受理

金し勲章年金等復活に関する請願

請願者 福井県坂井郡金津町伊
井全国功友連盟福井県
支部内 近藤治吉外一名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三八一号 昭和三十六年一月三十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場町八
六一旧軍人関係恩給権
擁護全国連合会内 草
藤任一

紹介議員 下村 定君

多年にわたつてその実現を念願してきた、軍人恩給の加算制復元問題は、去る第三十四回国会において、議員立法として衆議院に提出されたが、審議に至らず廃案となつたことは極めて遺憾であるから、今国会において、これを法制化し、その一部だけでも本年度から突施して、七十五万人に及ぶ不幸な旧下級軍人に既裁定者と同様の恩典を与えるよう措置せられたいとの請願。

第四四一号 昭和三十六年二月二日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者 栃木市吹上町四一〇 栃
木県旧軍人関係恩給権
擁護連盟栃木市北部支
部内 大竹久一外二百
八十九名

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第四四二号 昭和三十六年二月二日受理

皇室経済法施行法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県出石郡但東町東
里九八 下中繁夫

紹介議員 青田源太郎君

旧軍人等の实在職年が恩給年限に達していても、七年以上引き続く实在職年がない者には普通恩給の受給資格がないのは不合理であり、また文官在職年を軍人恩給の基礎に職年に通算する場合、十分の七に計算されているが、これも同率とするより恩給法の改正を實現せられたいとの請願。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自治省設置法の一部を改正する法律案

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「五千万円」を「五千八百万円」に改める。

第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、科学技術会議設置法の一部を改正する法律案

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案

科学技術会議設置法(昭和三十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「八人」を「十人」に改める。

第六条第一項第六号中「三人」を「五人」に改め、同条第三項中「二人」を「三人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行により新たに任命される議員の任期は、科学技術会議設置法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年九月二十六日までとする。

二月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定基礎年限に通算する等の請願(第四五六号)

一、金し敷章年金等復活に関する請願(第四七六号)

一、同一市内の学校教職員給与の不均衡是正に関する請願(第四八五号)

一、米軍板付基地の爆音影響総合調査に関する請願(第五〇六号)

第四五六号 昭和三十六年二月四日受理
外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定基礎年限に通算する等の請願

請願者 東京都新宿区袋町一〇 日本教職員団体連合会
内 田中毅

紹介議員 永岡 光治君
外国官公署所属職員等に対して、本邦以外の地にあつたものが引揚げ後再就職した場合の退職手当については特例を認められ、引き揚げ当時の困難な事情について深い考慮が払われていることは感謝に堪えないところであるが、終戦の混乱、困難時に自己の意志に反し、一時自然退官のやむなき境遇にあつた者に対する措置としてはまだ多くの未解決な問題を残しているから、(一)退職手当計算年の身分継続の期間を延長すること、(二)他に就職することなく」という条件を諸規定中より抹消すること、(三)引揚げ当時に支給された退職金相当のものをもつて最終退職金計算における計算金に不利益を与えないよう措置すること、(四)満州

開拓義勇団指導員であつた者を外国政府職員として取り扱われること等の措置を講ぜられたことの請願。

第四七六号 昭和三十六年二月七日受理
金し敷章年金等復活に関する請願

請願者 鹿児島県揖保郡山川町 新生町八七 内田賢七
外九名

紹介議員 西郷吉之助君
金し敷章年金及び同賜金の復活は、多年の要望であり、数次にわたり請願を続けてきたのであるが、既に軍人恩給が復活し、海外引揚者まで補償支払いが行なわれる等、終戦後の処理がほとんど完了した今日に至るも、いまだになんらの措置もとられず本問題だけが放置されていることは、まことに遺憾であるから、人道上はもろろん、国民感情の上からも一日も早く解決するよう、国家が公約した既得権である年金証書及び賜金証書に基づく支給の実施、もしくは一律に国家補償として昭和三十六年度に必ず支払いを実行するための措置を講ぜられたことの請願。

第四八五号 昭和三十六年二月七日受理
同一市内の学校教職員給与の不均衡是正に関する請願

請願者 愛知県豊田市議会
長 佐野義一
紹介議員 青柳 秀夫君 草葉 隆圓君

昭和三十年以降、市町村の合併に伴い、新たに市に編入された町村は、同一市内でありながら現在なお地域差があるため、該地区の学校教職員の給与については、その額にははなはしく不

均衡をきたしている実情であるから、同一市内においては一律に支給されるよう善処せられたことの請願。

第五〇六号 昭和三十六年二月八日受理
米軍板付基地の爆音影響総合調査に関する請願

請願者 福岡市議会議長 石村 貞雄外一名

紹介議員 吉田 法晴君
米軍板付基地は、福岡市の都心部に近接し、この基地の爆音による被害地域は人口、面積とも全市の三分の一以上を占めている実情である。これに基因する都市発展上の支障、また年々続発する航空事故に対する市民の恐怖等はいうに及ばず、日夜二百回から三百回にわたるジェット戦闘機の離着陸時の爆音は耳をつんざき、市民の日常生活にみられる障害ははかりしれないものがあるから、従来の事件ごとのみの対策にとどまらず多数の基地問題の合理的、科学的対策を図るため、その前提となる爆音の人体、家畜、家屋等に及ぼす影響さらには交通、通信等日常生活に及ぼす諸障害等についての総合的影響調査を早急に実施せられたことの請願。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、総理府設置法の一部を改正する法律案
一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中公営競技調査会の項の次に次のように加える。

海洋科学技術審議会	内閣総理大臣の諮問に応じ、海洋に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。
町名地番制度審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて町名地番制度に関する重要事項を調査審議すること。

第十五条第二項中「職員」の下に「その他これらの附属機関に關し必要な事項」を加える。

附則第四項中「税制調査会は昭和三十七年三月三十一日まで」の下に「町名地番制度審議会は昭和三十七年三月三十一日まで」を加える。

附則 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
原子力委員会設置法の一部を改正する法律

原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の三条を加える。

(原子炉安全専門審査会)
第十四条の二 委員会に、原子炉安全専門審査会(以下「審査会」といふ。)を置く。

2 審査会は、委員長の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十四条の三 審査会は、審査委員三十人以上で組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 学識経験のある者のうちから任命される審査委員の任期は、二年とする。

5 前項の審査委員は、再任されることができる。

第十四条の四 審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

附則 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

昭和三十六年二月二十三日印刷

昭和三十六年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局